

市政記者各位

## 子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）について

国の新型コロナウイルス感染症対策である、子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親家庭分）について、下記のとおり支給しますので、お知らせいたします。（制度の詳細は別紙を参照ください）

※ひとり親世帯分以外の住民税非課税世帯の子育て世帯については、現在、国が制度設計中で詳細は未定です。

### 1. 対象者

次のいずれかに該当するひとり親世帯が対象です。※②③該当の方は申請が必要です

- ①令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けている方（申請不要）
- ②公的年金給付等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない方
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が、児童扶養手当の対象となる水準に下がった方

### 2. 給付額

児童一人当たり一律5万円

### 3. 申請方法（※②③該当の方）

申請書に必要事項を記入のうえ、必要書類を添えて「**福岡市子育て世帯生活支援特別給付金コールセンター**」（4/12 開設）へ郵送してください。申請書や記入要領は、福岡市ホームページからダウンロード（「福岡市子育て世帯給付金」で検索）できます。また、上記①該当の方（申請不要）にはお知らせを郵送します。（4月23日（金）以降）申請書等の郵送希望やその他のご相談は、下記コールセンターまでご連絡ください。

【申込・問合せ先】**福岡市子育て世帯生活支援特別給付金コールセンター**  
〒810-0072 福岡市中央区長浜3丁目11-3 福岡市市場会館10階  
TEL：092-401-0271（受付時間：平日 9時～17時30分）  
FAX：092-401-0287

### 4. 申請期限

令和4年2月28日（月）【必着】

### 5. 振込日

①該当の方（申請不要）は、4月28日（水）以降に順次振込み予定  
申請が必要な方は、受付後、5月以降に順次振込み予定

### 【問い合わせ先】

こども未来局 こども家庭課 担当：定直、山崎  
Tel:092-711-4237（内線1757）

# 低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯分) のご案内

ひとり親世帯の支援のため、**新たな給付金の支給**を実施します！

## 1. 支給対象者

■以下の①～③のいずれかに該当する方

- ① 令和3年4月分の児童扶養手当受給者の方
- ② 公的年金等を受給していることにより、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方  
(「公的年金等」には、遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などが該当します。)
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

## 2. 支給額

児童1人当たり一律 **5万円**

■支給手続きについては裏面に掲載しています。必ずご確認ください。

\*お問い合わせは、下記までお電話ください。

■ 福岡市子育て世帯生活支援特別給付金コールセンター

**092-401-0271** (受付時間：平日9:00～17:30)

### 3. 給付金の支給手続き

#### ■ 令和3年4月分の児童扶養手当受給者の方（表面1の①に該当する方）

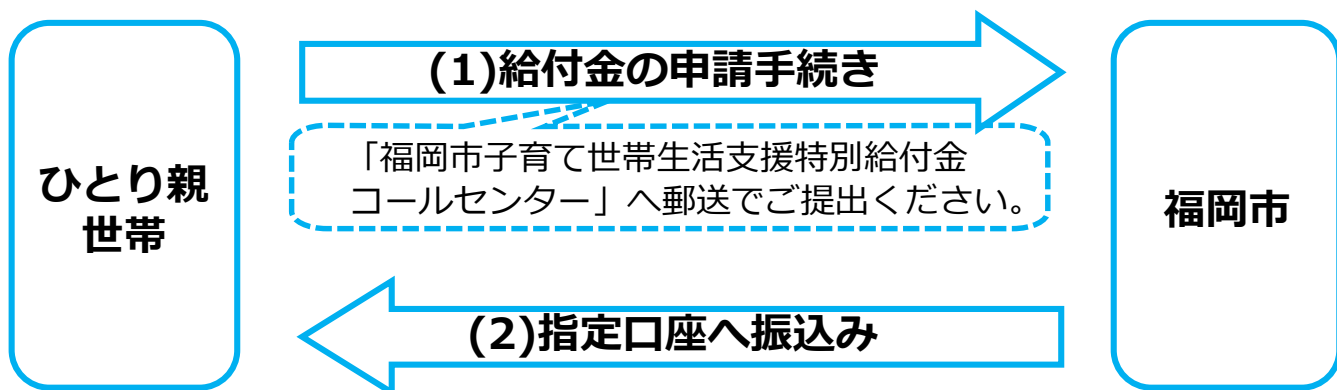
- ▶ 給付金は、**申請不要**で受け取れます。
- ▶ 4月末頃、児童扶養手当を支給している口座に振り込みます。

#### 【ご注意ください】

- ※ 給付金の支給を希望しない場合は、その旨を給付金コールセンターまで申し出てください。
- ※ 児童扶養手当の振込口座を変更・解約している場合は届出が必要な場合がありますので、給付金コールセンターへお問い合わせください。
- ※ 給付金は令和3年4月分の児童扶養手当が支給される市町村からの支給となります。

#### ■ 上記以外の方（表面1の②又は③のいずれかに該当する方）

- ▶ 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- ▶ 申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともに給付金コールセンターへ**郵送**でご提出ください。
- ▶ 給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認して指定口座に**可能な限り速やかに**振り込みます。



「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」の  
**“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”**にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話（#9110））にご連絡ください。